

奈良中心市街地交通処理対策検討委員会規約（案）

（目的）

第1条 当委員会は、奈良中心市街地の交通特性の実態把握及び検証を行い、その結果をもとに、計画中の道路整備も考慮した上で、奈良中心市街地における交通処理のあり方等を検討し、交通処理計画の具体案を策定することを目的とする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項についての検討を実施する。

- (1) 現況の交通流動特性等の実態調査
- (2) 世界遺産地域など各地における交通処理計画の事例研究
- (3) 奈良中心市街地における交通処理計画の検討及び実証実験の実施等
- (4) 奈良中心市街地における交通処理のあり方の検討、交通処理計画（案）の策定等

（委員会の構成）

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を総括及び招集する。
- 3 委員会は、委員総数の過半数をもって成立するものとする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員の追加をすることができるものとする。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て、委員以外の者を出席させることができるものとする。

（幹事会の構成）

第4条 委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員会の審議事項について予備的な審議を行い、委員会を補佐する。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、幹事会を総括及び招集する。
- 5 幹事会は、幹事総数の過半数をもって成立するものとする。
- 6 幹事長が必要と認めるときは、幹事会の承認を得て、幹事の追加をすることができるものとする。
- 7 幹事長が必要と認めるときは、幹事会の承認を得て、幹事以外の者を出席させることができるものとする。

（事務局）

第5条 委員会及び幹事会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所計画課及び、奈良県土木部道路・交通環境課に置く。

（その他）

第6条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。幹事会も同様とする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則

（施行期日）

この規約は、平成18年12月26日から施行する。
平成19年12月26日一部改正する。
平成20年10月24日一部改正する。
平成21年10月21日一部改正する。
平成22年 2月12日一部改正する。

平成22年 7月28日一部改正する。

(別表1)

奈良中心市街地交通処理対策検討委員会委員構成

| | 氏 名 | 所 属 ・ 役 職 |
|-----|-------|----------------------|
| 委員長 | 飯田 恭敬 | 京都大学名誉教授 |
| 委 員 | 倉内 文孝 | 岐阜大学工学部准教授 |
| | 宮地 淳夫 | 国土交通省近畿地方整備局道路部長 |
| | 八尾 光洋 | 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長 |
| | 平地 俊司 | 国土交通省近畿運輸局奈良支局長 |
| | 川崎 茂信 | 奈良県土木部長 |
| | 上田 喜史 | 奈良県土木部まちづくり推進局長 |
| | 廣野 隆信 | 奈良県地域振興部文化観光局長 |
| | 山口 次郎 | 奈良県警察本部交通部長 |
| | 森岡 秀 | 奈良警察署長 |
| | 福井 重忠 | 奈良市副市長 |
| | 中村 憲兒 | 奈良市観光協会長 |

(別表2)

奈良中心市街地交通処理対策検討委員会幹事会幹事構成

| | 氏 名 | 所 属 ・ 役 職 |
|-----|--------|--------------------------|
| 幹事長 | 八尾 光洋 | 国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長 |
| 幹 事 | 小泉 久二郎 | 近畿運輸局奈良運輸支局首席運輸企画専門官 |
| | 林 功 | 奈良県土木部道路建設課長 |
| | 東 智徳 | 奈良県土木部道路・交通環境課長 |
| | 中尾 晃史 | 奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課長 |
| | 水本 正之 | 奈良県土木部まちづくり推進局公園緑地課長 |
| | 村上 伸彦 | 奈良県地域振興部文化観光局ならの魅力創造課長 |
| | 植田 憲雄 | 奈良県警察本部交通部交通規制課長 |
| | 奥田 弘昭 | 奈良警察署交通第一課長 |
| | 湯浅 起久 | 奈良市都市整備部長 |
| | 山本 二郎 | 奈良市観光経済部長 |
| | 巽 一郎 | 奈良市企画部長 |
| | 奥田 和雄 | 奈良市建設部長 |
| | 志保 篤治 | 奈良市観光協会専務理事 |